

JIS

低圧開閉装置及び制御装置一
第3部：開閉器，断路器，断路用開閉器及び
ヒューズ組みユニット

JIS C 8201-3 : 2025

(JEWA/JSA)

令和7年2月20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	古 関 隆 章	東京大学
(委員)	青 木 真 理	川崎市地域女性連絡協議会
	石 田 明	一般社団法人日本電機工業会
	岡 本 正 英	IEC/SMB 委員 (株式会社日立製作所)
	上参郷 龍 哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	河 合 和 哉	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	熊 田 亜紀子	東京大学
	高 橋 弘	IEC/CAB 委員 (富士電機株式会社)
	田 辺 恵 子	主婦連合会
	野 田 耕 一	一般財団法人日本規格協会
	林 祥一郎	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	林 泰 弘	早稲田大学
	平 本 俊 郎	東京大学
	本 吉 高 行	一般社団法人電気学会
	山 地 理 恵	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会
	横 倉 里 美	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 13.3.20 改正：令和 7.2.20

官 報 掲 載 日：令和 7.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本配線システム工業会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 13-4 第 11 村上ビル TEL 03-5640-1611)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	4
3.1 一般事項	4
3.2 定義の五十音順索引	4
3.3 一般	4
4 分類	6
4.1 使用負荷種別による分類	6
4.2 動作方法による分類	6
4.3 断路に対する適合性による分類	7
4.4 保護等級による分類	7
4.4A 電気設備規定による分類	7
4.5 装置の記号及び名称	7
5 特性	8
5.1 特性の概要	8
5.2 装置の形式	8
5.3 主回路の定格値及び限界値	9
5.4 使用負荷種別	11
5.5 制御回路	12
5.6 補助回路	12
5.7 リレー及び引外し装置	12
5.8 短絡保護装置（SCPD）との協調	12
6 製品情報	12
6.1 情報の性質	12
6.2 表示	12
6.3 取付け、操作、保守、廃却及び分解に関わる指示	13
7 標準使用、取付け及び輸送条件	14
8 構造及び性能に関する要求事項	14
8.0A 一般要求事項	14
8.1 構造に関する要求事項	14
8.2 性能に関する要求事項	15
8.3 電磁両立性（EMC）	19
9 試験	21
9.1 試験の種類	21

	ページ
9.2 構造に関する要求事項に対する適合性	22
9.3 性能	22
9.4 EMC 試験	42
9.5 特殊試験	43
9A 追加要求事項	43
附属書 A (規定) 1 台のモータの直入開閉用装置	44
附属書 B (参考) 受渡当事者間 (製造業者と使用者) の協定を必要とする項目	51
附属書 C (規定) 単極動作 3 極開閉器	52
附属書 D (規定) 太陽光発電 (PV) 直流用途に使用するための開閉器, 断路器, 断路用開閉器及びヒューズ組みユニット	54
附属書 E (規定) アルミニウム導体の接続を意図した低圧開閉装置の追加要求事項	65
附属書 F (参考) 電力損失	66
附属書 JA (参考) 低圧用非包装ヒューズを使用する装置に関する参考事項	70
参考文献	75
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	76
解 説	78

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本配線システム工業会（JEWA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8201-3:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8201 規格群（低圧開閉装置及び制御装置）は、次に示す部で構成する。

JIS C 8201-1 第 1 部：通則

JIS C 8201-2-1 第 2-1 部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）

JIS C 8201-2-2 第 2-2 部：漏電遮断器

JIS C 8201-3 第 3 部：開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット

JIS C 8201-4-1 第 4-1 部：接触器及びモータスタータ：電気機械式接触器及びモータスタータ

JIS C 8201-4-2 第 4-2 部：接触器及びモータスタータ：交流半導体モータ制御器及びスタータ

JIS C 8201-4-3 第 4-3 部：接触器及びモータスタータ：非モータ負荷用交流半導体制御器及び接触器

JIS C 8201-5-1 第 5-1 部：制御回路機器及び開閉素子－電気機械式制御回路機器

JIS C 8201-5-2 第 5-2 部：制御回路機器及び開閉素子－近接スイッチ

JIS C 8201-5-5 第 5 部：制御回路機器及び開閉素子－第 5 節：機械的ラッチング機能をもつ電氣的非常停止機器

JIS C 8201-5-8 第 5-8 部：制御回路機器及び開閉素子－3 ポジションイネーブルスイッチ

JIS C 8201-7-1 第 7 部：補助装置－第 1 節：銅導体用端子台

JIS C 8201-7-2 第 7-2 部：補助装置－銅導体用保護導体端子台

JIS C 8201-7-3 第 7-3 部：補助装置－ヒューズ端子台に対する安全要求事項

JIS C 8201-7-4 第 7-4 部：補助装置－銅導体用プリント回路板端子台

白 紙

低圧開閉装置及び制御装置—第3部：開閉器、 断路器、 断路用開閉器及びヒューズ組みユニット

Low-voltage switchgear and controlgear—Part 3: Switches,
disconnectors, switch-disconnectors and fuse-combination units

序文

この規格は、2020年に第4版として発行された IEC 60947-3 を基とし、我が国の配電事情に対応させるため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で、**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

また、**JIS C 8201-1:2024** で規定する通則の箇条は、この規格にも適用する。この規格で、引用する通則の箇条、表、図及び附属書は、例えば、“**JIS C 8201-1:2024** の 1.2.3”、“**JIS C 8201-1:2024** の表 4”又は“**JIS C 8201-1:2024** の**附属書 A**”のように、**JIS C 8201-1:2024** に関連することを示して区別する。

1 適用範囲

この規格は、定格電圧が交流 1 000 V 以下又は直流 1 500 V 以下の分岐回路及びモータ回路で使用する開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット（以下、装置という。）並びにこれらの附属品について規定する。

注記 1 附属品には、基本ユニットのオプションとして提供する相互接続ユニット、拡張端子、内部コイル、補助接点、モータオペレータなどがある。

この規格は、JIS C 8201-2-1:2021、JIS C 8201-2-2:2021、JIS C 8201-4-1:2020 及び JIS C 8201-5-1:2022 の適用範囲に規定する装置及びこれらに類する装置には適用しない。

電力損失の測定方法を、参考として**附属書 F** に示す。

この規格には、爆発性ガスの雰囲気中使用する電気器具に必要な追加要求事項は規定していない。

注記 2 開閉器（又は断路器）は、形状によって、“ロータリー開閉器（断路器）”、“カム開閉器（断路器）”、“刃形開閉器（断路器）”なども含むことがある。

注記 3 この規格では、“スイッチ”という用語は、回路の変更及び切換えに用いるものに適用している。

注記 4 対応国際規格の注記 4 は規定内容のため、本文に移動する。

注記 5 我が国の配電電圧は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）において、低圧は交流 600 V 以下、直流は 750 V 以下と規定している。この規格では、